愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業

入札説明書

【変更版：２０２６年１０月】

２０２６年８月

愛　知　県

目次

１ 入札説明書の定義 1
２ 特定事業の選定に関する事項 2
（１） 事業内容に関する事項 2
３ 事業者の募集及び選定に関する事項 11
（１） 事業者の募集及び選定方法 11
（２） 選定の手順及びスケジュール 11
（３） 応募手続き等 12
（４） 応募者等の構成及び参加・資格要件 16
（５） 入札手続きの方法等 21
（６） 提案の審査及び事業者の選定に関する事項 24
（７） 契約に関する基本的な考え方 26
４ 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項 27
（１） リスク分担の考え方 27
（２） 要求する性能等 27
（３） 事業者の責任の履行の確保に関する事項 28
（４） 事業者が付保する保険 28
（５） ガバナンスに関する事項 28
５ 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項 31
（１） 立地条件に関する事項 31
（２） 対象施設の建設及び維持管理・運営に関する事項 33
（３） 関係法令に関する事項 33
６ 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 34
（１） 係争事由に係る基本的な考え方 34
（２） 管轄裁判所の指定 34
７ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 35
（１） 基本的な考え方 35
（２） 本事業の継続が困難となった場合の措置 35
８ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 36
（１） 法制上及び税制上の措置に関する事項 36
（２） 財政上及び金融上の支援に関する事項 36
（３） その他の支援に関する事項 36
９ その他特定事業の実施に関し必要な事項 37
（１） 情報提供 37
（２） 県議会の議決 37
（３） 入札に伴う費用の負担 37
（４） 使用言語及び通貨 37
（５） 問合せ先 37

別紙 （守秘義務資料）施設の貸付条件について

【添付資料】

添付資料１　愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 要求水準書

添付資料２　愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 落札者決定基準

添付資料３　愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 様式集及び記載要領

添付資料４　愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 基本協定書（案）

添付資料５　愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業 特定事業契約書（案）

用語集

本入札説明書では、以下のように用語を定義する。

【県】	本事業の発注者たる愛知県をいう。
【公共施設の管理者】	本事業をPFI事業として事業者に実施させようとする地方公共団体の長をいう。
【事業者】	本事業の実施に際して、県と特定事業契約を締結し事業を実施する特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））をいう。 また、特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいう。
【応募者】	応募企業又は応募グループをいう。
【応募企業】	本事業の実施に足る資金及び経営体制を備えた、本事業に応募する単独の企業をいう。
【応募グループ】	本事業の実施に足る資金及び経営体制を備えた、本事業に応募する企業で、複数の企業で構成されるグループをいう。
【構成員】	応募グループを構成し、事業者に出資を行う企業をいう。
【協力会社】	応募グループを構成し、事業者に出資を行わない企業をいう。
【代表企業】	応募グループにより応募する場合に構成員の中で最大の出資を行う企業をいう。代表企業は、応募手続を行うこととする。
【入札参加者】	参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。
【委員会】	落札者の決定に当たり県が設置する、学識経験者等で構成する愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業者選定委員会をいう。
【落札者】	委員会から最優秀提案者の選定を受けて、特定事業契約の締結を予定する者として県が決定した入札参加者をいう。
【計画地】	愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業計画上の計画地をいう（図表２参照）。
【入札説明書等】	入札公告の際に県が公表する書類一式をいう。具体的には入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集及び記載要領、基本協定書（案）、特定事業契約書（案）等をいう。
【事業提案書】	入札参加者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出した書類及び図書をいう。
【特許権等】	特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。
【Webページ】	愛知県県民文化局文化部文化芸術課Webページをいう。

1　入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、愛知県（以下「県」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、2026 年８月６日に特定事業として選定した愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するに当たり、入札参加希望者を対象に交付するものである。

なお、この交付は、Web ページでの公表をもって代えることとする。

本事業の基本的な考え方については、2026 年７月６日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針に関する質問回答、意見及び提案を反映している。

したがって、入札参加希望者は、本入札説明書の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとする。また、別添資料の「愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業　要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業　落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）、「愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業　様式集及び記載要領」（以下「様式集」という。）、「愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業　基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）及び「愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業　特定事業契約書（案）」（以下「特定事業契約書（案）」という。）は、本入札説明書と一体のものとする。

なお、入札説明書等と実施方針及び実施方針に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとする。

２　特定事業の選定に関する事項

（１） 事業内容に関する事項

ア　事業名称

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業

イ　事業に供される公共施設の種類

美術品等共同収蔵庫

ウ　公共施設の管理者

愛知県知事　大村　秀章

エ　事業目的

近年、全国的に美術館・博物館の収蔵スペース不足は深刻な問題となっており、愛知県においても例外ではない。愛知県美術館、愛知県陶磁美術館及び愛知県立芸術大学（以下「県立３施設」という。）の既存の収蔵庫はいずれも収蔵能力の限界を迎えつつある。

美術作品・資料（以下「作品」という。）の「保存」は、美術館の重要な役割の一つであり、県立３施設は、県民の財産である作品を適切に守り、次代に継承するという共通の使命を担っているが、収蔵庫に作品を保存できなくなると、破損やカビの発生等の危険性が高まり、県民の貴重な財産を守ることが困難になる。また、表現方法が多様化する中で、現代美術では大型の作品が増加しているなど、今後、各本館では保存が困難な作品も想定され、多様な所蔵品に対して、適切な収蔵環境の確保と効果的な管理方法の構築が求められている。

そこで、県立３施設が引き続き作品の保存及び収集活動等を継続できるよう、県立３施設共通の課題に対するスケールメリットを活かした効率的な解決策として、新たに全国初となる複数施設の美術品等共同収蔵施設（以下「共同収蔵庫」という。）を整備する。

この新たな共同収蔵庫は、優れた収蔵環境を構築するだけでなく、作品の「保存」という美術館の基本的活動の一面を広く知っていただくための重要な役割を果たす施設として、「美術館や県民の財産を『まもる』」、「地域や住民に『ひらく』」、「各本館や周辺施設と『つながる』」の３つのコンセプトをもとに、愛知の文化芸術の魅力を一層高める「美術館のバックアップセンター」を目指すこととする。

共同収蔵庫の整備を通じて、引き続き県民の財産である作品を適切に守り、次代に継承するとともに、愛知の文化芸術の魅力を一層高めていく。

オ　事業概要

（ア）　事業方式

本事業の実施に当たっては、事業目的に基づき、将来の維持管理・運営を見据えた施設整備を目指すため、設計・建設と維持管理・運営を一体事業として、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活用していく。

そこで、共同収蔵庫の施設整備については、PFI 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに共同収蔵庫の設計、建設を行った後、県に共同収蔵庫の所有権を移転し、維持管理及び運営等を行う方式(BTO 方式)により実施する。

（イ） 対象施設

本事業の対象施設は、以下の施設で構成される共同収蔵庫とする。

- 収蔵庫
- 外構

駐車場及び駐輪場、敷地内通路及び連絡通路等

また、共同収蔵庫には、以下の機能を導入する。なお、作品の種類や特徴は県立３施設で異なるため、収蔵室及び前室は施設ごとに区画(ゾーニング)することとする。機能別の要求水準等の詳細については、要求水準書において示す。

- 保存

：収蔵室、前室、荷捌場・作業場、トラックヤード、修復室、撮影室、処置室

- 教育普及（作品の保存について学べる機会の提供）

：閲覧室（収蔵室及び修復室)、レクチャールーム

- 管理

：事務室、警備員室、エントランスホール、風除室、EV、廊下、階段、WC、機械室、ガス消火ボンベ室

（ウ） 事業範囲

本事業は、以下に示す「a 特定事業」及び「b 任意事業」により構成される業務を対象とする。

「まもる」「ひらく」「つながる」の３つのコンセプトを実現するほか、共同収蔵庫のさらなる魅力向上を図るための積極的な提案を期待している。

a 特定事業

特定事業は以下の(a)から(e)までとする。

なお、(c)及び(d)のうち、県立３施設の作品の保存に係る学芸業務等は各施設の職員が行うものとし、それ以外の業務は、事業者が県及び県立３施設と協働して行うものとする。県立３施設が自らの作品の保存のために共同収蔵庫を使用することから、事業の実施に当たって、県立３施設との調整が必要になる場合がある。

また、共同収蔵庫の供用開始後、県立３施設が当面の間利用しない収蔵スペースが生じることから、当該スペースを有効活用することとする。ついては、共同収蔵庫の一部において実施する、県立美術館の収蔵環境を活用した収益事業（以下「営業倉庫」という。）を、付帯業務とする。

(a)　統括管理

・　事業全体の統括業務（ガバナンス業務を含む）

・　経営に関する業務

・　庶務業務

・　事業期間終了時の引継業務

(b)　設計・建設

・　設計業務

・　建設業務

・　工事監理業務

・　什器・備品の調達・整備業務

(c)　開館準備（県と協働して実施）

・　開館までの維持管理業務

・　作品移設業務

・　事前広報業務

(d)　維持管理・運営（県と協働して実施）

ｉ　維持管理業務

・　建築物保守管理業務

・　設備保守管理業務

・　備品保守管理業務

・　環境衛生管理業務

・　清掃業務

・　保安警備業務

・　修繕業務

・　植栽維持管理業務

・　外構管理業務

・　事業期間終了時の引継業務

ii　運営業務

（ｉ）教育普及業務（作品の保存について学べる機会の提供）

・　教育普及プログラムの企画・運営

・　第２レクチャールームにおける作品等の紹介

・　広報業務

・　来館者対応業務

・　事業期間終了時の引継業務

（ii）作品運搬業務

(e)　付帯業務（営業倉庫）

事業者は、本事業に係る維持管理・運営期間にわたり、事業区域内において、関係法令を遵守するとともに、県との協議を踏まえた上で、独立採算による付帯業務を行う。

付帯業務に係る費用については、原則として事業者の負担とし、特定事業契約書に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

詳細については、要求水準書において示す。

b　任意事業

応募企業、構成員、協力会社又はこれらが出資する会社（事業者を含む）及びこれらの企業と連携する企業（以下「応募企業等」という。）は、本事業の特定事業の価値を高め、相乗効果が期待される事業について、本事業に係る維持管理・運営期間にわたり、事業区域内において、提案内容に基づき、関係法令を遵守するとともに、県との協議を踏まえた上で、必要に応じて独立採算による任意の事業を行うことができる。

なお、事業区域のうち既存校舎区域に所在する既存建築物等を使用することができる。

任意事業に係る費用については、原則として応募企業等の負担とし、特定事業契約書に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

詳細については、要求水準書において示す。

（エ）　予定事業価格

金 16,587,855,000 円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

図表１　本事業の概要

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="4">統括管理</th><th rowspan="2">任意事業</th></tr>
<tr><th>設計・建設</th><th>開館準備</th><th>維持管理・
運営</th><th>付帯業務</th></tr>
<tr><td>PFI 特定
事業範囲</td><td colspan="4">○</td><td>―</td></tr>
<tr><td>契約</td><td colspan="4">特定事業契約</td><td>別途任意の
事業協定書</td></tr>
<tr><td>事業主体</td><td colspan="4">事業者</td><td>応募企業等</td></tr>
<tr><td>期間
（予定）</td><td>2027 年７月～
2031 年３月</td><td>事業者の提案による日～
開館日の前日</td><td>開館日～
2051 年３月</td><td>施設引渡日～
2051 年３月</td><td>開館日～
2051 年３月</td></tr>
<tr><td>サービス
購入料</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>―
（※１）</td><td>―</td></tr>
<tr><td>料金徴収</td><td>―</td><td>―</td><td>―
（※２）</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>公有財産
貸付</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>共通目的</td><td colspan="5">・県民の財産である作品を適切に守るため、温度や湿度を徹底管理できる高い施設性能など優れた機能を有する共同収蔵庫を整備するほか、事業の効率化及び県負担の軽減を図る。
・単に既存の収蔵機能を補完するだけでなく、将来的な収蔵環境や収蔵需要の変化に柔軟に対応しながら、作品の「保存」という美術館の基本的活動の一面を広く知っていただくための重要な役割を果たす施設として、「美術館や県民の財産を『まもる』」、「地域や住民に『ひらく』」、「各本館や周辺施設と『つながる』」の３つのコンセプトをもとに、愛知の文化芸術の魅力を一層高める「美術館のバックアップセンター」を目指す。</td></tr>
<tr><td>個別目的</td><td>・共同使用によるスケールメリットを活かした収蔵スペースの確保や優れた収蔵環境の構築</td><td>・施設の整備後速やかに維持管理･運営業務に移行できるように業務を実施</td><td>・所期の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態を保ち、利用者の安全かつ快適な施設利用を担保
・収蔵庫における保存の取組について学べる機会を提供</td><td>・県立３施設が利用しない収蔵スペースの有効活用</td><td>・本事業の特定事業の価値を高め、相乗効果を創出</td></tr>
</table>

項目	統括管理				任意事業
	設計・建設	開館準備	維持管理・運営	付帯業務	
業務内容	・設計業務 ・建設業務 ・工事監理業務	・開館準備業務	・維持管理業務 ・運営業務（教育普及業務、作品運搬業務）	・付帯業務（営業倉庫）	・任意事業の企画・実施
目標値 基準評価	要求水準書	要求水準書	要求水準書	要求水準書	（※３）

※１　当該業務実施に係る維持管理費及び運営費は自己負担となる。

※２　運営業務に関して、有料企画（実費相当）の提案を妨げないものとする。

※３　任意事業については、事業者の提案をもとに別途水準を設定する。

カ　事業期間

共同収蔵庫の設計・建設期間は 2027 年７月から 2031 年３月までの３年９か月、維持管理・運営期間（開館準備期間を含む）はその後 2051 年３月までの 20 年とする。なお、事業期間は、特定事業契約書に定める事由に該当することで延長することができるものとする。

キ　事業スケジュール

内容		年月日（予定）
基本協定の締結		2027 年４月頃
特定事業契約の締結		2027 年７月頃
施設の引渡し		2031 年３月
開館日		2031 年度中
事業期間		特定事業契約締結日　～　2051 年３月
	設計・建設期間（※）	特定事業契約締結日　～　2031 年３月
	開館準備期間（※）	事業者の提案による日　～　開館日の前日
	維持管理・運営期間	開館日　～　2051 年３月

※　開館準備期間に行う作品移設に当たっては、空気環境測定の上、作品保存等に適当な基準値内であることを確認することとする。なお、必要に応じて、躯体コンクリートから発生するアンモニアや、内装材から発生する有機酸等の有害ガスへの対策として、建設期間及び開館準備期間に十分な枯らしを行い、2031 年度中に開館できるようにすること。

ク　事業者の収入及び費用に関する事項

本事業に係る収入及び費用の考え方は以下のとおりである。

事業者は（ア）及び（イ）の算出根拠を示すものとする。詳細については、様式集を参照すること。

（ア）　特定事業

特定事業に係る費用のうち、特定事業契約に定められた範囲内の費用を県が負担し、それ以外の費用を事業者が負担することとする。

a　サービス購入料について

県は、特定事業の業務の実施に係る費用を、サービス購入料として事業者に支払う。

(a)　設計・建設費に係るサービス購入料

県は、本事業における設計・建設費相当額として、施設完成後、県に引き渡される際に、一括して事業者へ支払う。なお、事業者は、本施設の引渡し前に、設計・建設費のうち、出来形に相応する費用について、一部支払を請求することができるものとする。

(b)　開館準備費に係るサービス購入料

県は、本事業における開館準備費相当額として、毎四半期に、特定事業契約書に定める額について、特定事業契約書に定める手続に従い支払う。

(c)　統括管理費及び維持管理・運営費に係るサービス購入料

県は、本事業における統括管理費及び維持管理・運営費等相当額として、毎四半期に、特定事業契約書に定める額について、特定事業契約書に定める手続に従い支払う。

ただし、付帯業務の実施に係る費用については、原則として事業者の負担とし、特定事業契約書に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

b　特定事業に係る収入について

運営業務(教育普及業務)の実施に当たっては、事業者が提案した場合、有料企画（実費相当）を実施することができる。

また、付帯業務（営業倉庫）の実施に当たっては、事業者は、付帯業務（営業倉庫）を行うため、対象施設の一部で寄託を受けた物品を保管することによる収入を得ることができる。県が事業者に対して施設を貸し付ける場合の貸付条件の詳細は「別紙（守秘義務資料）施設の貸付条件について」において示す。

（イ）　任意事業

任意事業に係る費用については、原則として応募企業等の負担とし、特定事業契約書に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

応募企業等は、任意事業により得られた収入を得ることができる。県が事業者に対して施設を貸し付ける場合の貸付条件の詳細は「別紙（守秘義務資料）施設の貸付条件について」において示す。

（ウ）　大規模修繕及び県による追加投資

県は、事業期間中に大規模修繕（劣化した建築物及び設備等を所期の状態に回復させるための修繕をいう。）を実施しない想定だが、事業者が提案時に作成した中長期修繕計画を参考に、対象施設について、県が使用状況等を踏まえ妥当であると判断した場合に、事業者との協議の上で大規模修繕を実施することがある。

日常のメンテナンスは事業者負担とし、大規模修繕に係るような更新等、及び日常のメンテナンスを超えるような事項は県と協議の上で実施する。なお、対象となる建築物及び設備の更新は、事業者が適切に日常のメンテナンスを行っていることを前提に県が認めたものについて、大規模修繕に区分することとする。

また、県は、事業目的に照らし、社会情勢の変化を踏まえ、共同収蔵庫の進化及び持続的発展の観点から必要と認めた場合には、事業者との協議の上で県による追加投資を行うことがある。

ケ　物価変動への対応

物価変動があった場合における取扱いに係る詳細は、内閣府「物価変動への対応について」（令和８年２月 24 日 PFI 推進委員会第 16 回事業推進部会）をはじめとする PPP/PFI に関する各種会議での検討状況や、物価変動に対応するための各種ガイドライン等の改正を踏まえ、特定事業契約書（案）に示す。

コ　事業に必要な法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するに当たり、PFI 法及び基本方針のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守することとする。

３　事業者の募集及び選定に関する事項

（１） 事業者の募集及び選定方法

事業者の幅広い能力･ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、地方自治法施行令（昭和22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の２第３項に基づく総合評価一般競争入札方式を採用する。

なお、本事業は 1994 年４月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成７年政令第 372 号）が適用される。

（２） 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは以下のとおりである。

年月日（予定）	内　容
2026 年８月７日（金）	入札公告、入札説明書等の公表、質問の受付
2026 年８月７日（金） ～2026 年８月 28 日（金）	入札説明書等に関する質問の受付 （参加資格に関する質問）
2026 年８月 21 日（金）	基本協定書等の公表
2026 年８月 25 日（火）	入札説明書等に関する説明会
2026 年８月 26 日（水）	現地説明会（第１回）
2026 年８月 31 日（月） ～2026 年９月 11 日（金）	入札説明書等に関する質問の受付 （参加資格以外に関する質問）
2026 年９月３日（木）	現地説明会（第２回）
2026 年９月９日（水）	入札説明書等に関する質問回答の公表 （参加資格に関する質問）
2026 年９月 28 日（月） ～2026 年 10 月７日（水）	参加表明書及び参加資格確認書類の受付
2026 年 10 月 14 日（水）	入札説明書等に関する質問回答の公表 （参加資格以外に関する質問）
2026 年 10 月 16 日（金）	資格審査結果の通知
2026 年 11 月２日（月） ～2026 年 11 月 20 日(金)	入札説明書等に関する個別対話の実施（第１回）
2026 年 11 月 24 日（火） ～2026 年 12 月 18 日(金)	入札説明書等に関する個別対話の実施（第２回）
2027 年１月 13 日（水）	入札説明書等に関する個別対話の結果公表
2027 年２月 17 日（水） ～2027 年２月 18 日（木）	入札書等の受付
2027 年２月 19 日（金）	開札及び事業提案書等の受付
2027 年３月中旬頃	提案内容に関するヒアリング
2027 年３月頃	落札者の決定及び公表

年月日（予定）	内　容
2027年４月頃	基本協定の締結
2027年５月頃	事業者との特定事業仮契約の締結
2027年７月頃	事業者との特定事業契約の締結

（３） 応募手続き等

ア　入札公告、入札説明書等の公表

県は、実施方針に対する質問及び意見を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書等をWebページ上に公表する。

イ　入札説明書等に関する説明会

本事業に対する応募者の参入促進のため、入札説明書等に関する説明会を開催する（参加できない場合でも不利益となることはない）。

（ア）　開催日時

2026年８月25日（火）午後１時30分から

※入札説明書等の資料は、各自Webページからダウンロードして参加すること。

※開催方法はオンライン形式を予定しており、参加方法等の詳細は申込者に別途連絡する。

（イ）　参加申込方法

【様式１－１】に必要事項を記載のうえ、電子メールにより提出すること。電子メールの件名欄に「【愛知県共同収蔵庫 PFI】入札説明書等に関する説明会」と記入し、電子メール送信後に必ず確認の電話をすること。

（ウ）　申込期限

2026年８月24日（月）午後５時まで（必着）

（エ）　申込先

愛知県 県民文化局 文化部 文化芸術課 収蔵庫整備グループ

電話（ダイヤルイン）０５２－９５４－６７０３

メールアドレス kyoudousyuuzouko@pref.aichi.lg.jp

ウ　現地説明会

本事業に対する応募者の参入促進のため、現地説明会を開催する（参加できない場合でも不利益となることはない）。なお、現地説明会は、２回の開催を予定しているが、説明内容は両日とも同様とする。

（ア）　開催日時及び場所

開催日時

第１回：2026年８月26日（水）午後１時から

第２回：2026年９月３日（木）午後１時から

開催場所　常滑市奥栄町地内（元愛知県立常滑高校敷地）
※入札説明書等の資料は、各自 Web ページからダウンロードして参加すること。
※参加方法等の詳細は申込者に別途連絡する。

（イ）　参加申込方法

【様式１-２】に必要事項を記載のうえ、電子メールにより提出すること。電子メールの件名欄に「【愛知県共同収蔵庫 PFI】現地説明会」と記入し、電子メール送信後に必ず確認の電話をすること。

（ウ）　申込期限

第１回：2026 年８月 24 日（月）午後４時まで（必着）
第２回：2026 年９月１日（火）午後４時まで（必着）

（エ）　申込先

愛知県 県民文化局 文化部 文化芸術課 収蔵庫整備グループ
電話（ダイヤルイン）０５２－９５４－６７０３
メールアドレス kyoudousyuuzouko@pref.aichi.lg.jp

エ　入札説明書等に関する質問の受付・回答公表

（ア）　提出方法

入札説明書等に関する質問がある者は、【様式２-１】又は【様式２-２】に必要事項を記載のうえ、電子メールにより提出すること。電子メールの件名欄に「【愛知県共同収蔵庫 PFI】入札説明書等に関する質問書」と記入し、電子メール送信後に必ず確認の電話をすること。

（イ）　提出期間

a　参加資格に関する質問
2026 年８月７日（金）から 2026 年８月 28 日（金）午後５時まで（必着）

b　参加資格以外に関する質問
2026 年８月 31 日（月）から 2026 年９月 11 日（金）午後５時まで（必着）

（ウ）　提出先

愛知県 県民文化局 文化部 文化芸術課 収蔵庫整備グループ
電話（ダイヤルイン）０５２－９５４－６７０３
メールアドレス kyoudousyuuzouko@pref.aichi.lg.jp

（エ）　入札説明書等に関する質問回答の公表

質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、参加資格に関するものは 2026 年９月９日（水）に、参加資格以外に関するものは 2026 年 10 月 14 日（水）に、それぞれ Web ページにおいて回答を公表する予定であり、個別に

回答は行わない（公表に当たり、質問者名は公表しない）。また、提出のあった質問のうち、県が必要であると判断した場合には、直接ヒアリングを行うことがある。

オ　守秘義務資料の配付

（ア）　配付申込方法

【様式３-１】及び【様式３-２】に必要事項を記載のうえ、電子メールにより提出すること。

配付方法については、提出時において通知する。

（イ）　提出期間

2026 年８月７日（金）から 2026 年９月 18 日（金）午後５時まで（必着）

電子メールの件名欄に「【愛知県共同収蔵庫 PFI】守秘義務資料」と記入し、電子メール送信後に必ず確認の電話をすること。

（ウ）　提出先

愛知県 県民文化局 文化部 文化芸術課 収蔵庫整備グループ

電話（ダイヤルイン）０５２－９５４－６７０３

メールアドレス kyoudousyuuzouko@pref.aichi.lg.jp

カ　参加表明書の受付、参加資格の確認、資格審査結果の通知

本事業の応募者は、参加表明書の受付にあわせて、参加資格を満たすことを証明するため、参加資格確認書類を提出し、参加資格の有無について県の確認を受けることとする。

提出期間内に参加表明書及び参加資格確認書類を提出しない応募者並びに参加資格がないと認められた応募者は、本事業の入札に参加することができない。

（ア）　提出方法

【様式４-１】から【様式７-７】までに必要事項を記載のうえ、持参又は郵送により提出すること。

（イ）　提出期間

a　持参による場合

2026 年９月 28 日（月）から 2026 年 10 月７日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

b　郵送による場合

書留郵便とし、2026 年 10 月７日（水）午後５時（必着）

（ウ）　提出先

愛知県 県民文化局 文化部 文化芸術課 収蔵庫整備グループ

名古屋市中区三の丸三丁目１－２（郵便番号 460-8501）

（エ）　資格審査の結果

2026 年 10 月 16 日（金）に各応募者に通知する。なお、資格審査を通過しなかった応募者は、2026 年 10 月 23 日（金）までに、県に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

キ　入札説明書等に関する個別対話

県と応募者の意思疎通を十分に確保し、応募者による入札説明書等の解釈を明確化する等を目的として、資格審査通過者を対象に、個別対話を実施することを予定している。

（ア）　開催期間及び場所

開催期間

第１回：2026 年 11 月２日（月）から 2026 年 11 月 20 日（金）まで

第２回：2026 年 11 月 24 日（火）から 2026 年 12 月 18 日（金）まで

（※上記期間には個別対話申込み及び質問受付期間を含む。）

開催場所　名古屋市内（予定）

開催回数　２回（予定）

（イ）　参加申込方法

入札説明書等に関する個別対話への参加を希望する者（ただし、資格審査通過者に限る。）は、【様式８】及び【様式９】に必要事項を記載のうえ、電子メールにより提出すること。電子メールの件名欄に「【愛知県共同収蔵庫 PFI】個別対話参加申込」と記入し、電子メール送信後に必ず確認の電話をすること。

（ウ）　提出期間

回ごとに異なるため、申込者に別途連絡する。

（エ）　提出先

愛知県 県民文化局 文化部 文化芸術課 収蔵庫整備グループ

電話（ダイヤルイン）０５２－９５４－６７０３

メールアドレス kyoudousyuuzouko@pref.aichi.lg.jp

（オ）　個別対話の実施

a　入札説明書等に関する個別対話の開催日時及び開催場所並びに実施方法については、申込者に別途連絡する。

b　参加人数は、15 名以内とする。

c　個別対話は、県と応募者の意思疎通を図る場であり、提案内容に関わる対

話も想定されることから、応募者ごとに個別に行う。

d　個別対話の結果については、参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、2027 年 1 月 13 日（水）に Web ページにおいて公表する予定である。

（４） 応募者等の構成及び参加・資格要件

ア　応募者等の構成

応募者は、本事業の実施に足る資金及び経営体制を備えた単独の応募企業又は応募グループとする。なお、応募企業又は応募グループの代表企業は、適切な経営体制及びガバナンス体制（特に事業者の内部統制）を構築するものとする。

応募グループを構成する企業の全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定められる株式会社として設立する事業者に出資を行うこととする。応募グループにより応募する場合は、構成員の中から代表企業を定め、必ず代表企業が応募手続きを行うものとする。

応募企業、又は応募グループの構成員及び協力会社（以下「応募者等」という。）の複数応募に関する考え方は「３（４）オ　複数応募の禁止」において示す。

なお、応募者は、原則として、参加表明書において、応募企業、又は応募グループの全ての構成員及び協力会社の企業名（応募グループにあっては、代表企業名を含む。）及び応募グループの構成員及び協力会社が携わる業務に必ず含めた上で、資格審査を受けることとする。

［応募企業、又は応募グループの構成員及び協力会社が必ず携わる業務］

・統括管理業務
・設計業務、工事監理業務
・建設業務
・維持管理業務
・運営業務のうち、教育普及業務

上記以外の業務において、携わる企業が決定していない場合は、事業提案書提出時に関心表明書の提出をするなどした上で、落札者決定後、可及的速やかに携わる企業を確定させるよう努めるものとする。

イ　応募者等の参加要件

応募者等は、いずれも、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の（ア）から（ク）までの全ての要件を満たしていることを要する。なお、外国法人の場合、以下のうち（オ）について、その適用法令において同等の要件を満たしていると県が確認できることが必要である。

（ア）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（イ）　愛知県建設工事等指名停止取扱要領又は愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

（ウ）　PFI 法第９条に示される欠格事由に該当しない者であること。

（エ）　「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年６月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

（オ）　会社更生法（平成 14 年法律 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査を申請し、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とする。

（カ）　本事業のアドバイザリー業務に関わっている法人又はその子会社及びこれらの者と資本関係又は人的関係において関連がある者でないこと。

・PwC アドバイザリー合同会社

・PwC 弁護士法人

・株式会社俊設計

（キ）　下記「３（６）ア」の委員会の委員が属する組織・企業又はその組織・企業と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

※「資本面若しくは人事面において密接な関連がある者」とは、次のａ、ｂのいずれかに該当するものとする。

a　当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者（100 分の 50 を超える株式保有者又は出資者が存在しない場合は他の株主又は出資者より特に抜きん出て株式を有し、又は出資している者を含む。）

b　当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

（ク）　入札参加を希望する者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得書第９条の２第２項の規定に抵触するものではない。

a　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(a)親会社と子会社の関係にある場合

(b)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ａ）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c　その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記ａ又はｂと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

ウ　応募者等の資格要件

応募者等のうち本施設の統括管理、設計・工事監理、建設、維持管理、運営及び付帯業務（営業倉庫）の各業務に当たる者（事業者たる特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ以下の該当する要件を満たすこととする。

（ア）　統括管理業務に当たる企業の要件

以下の要件を全て満たすこととする。

a　参加表明書受付時において、令和８年度及び令和９年度の物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（以下「物品等名簿」という。）に登録されていることとする。ただし、物品等名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うものとし、入札参加資格審査の受付により登録されたものとみなす。

b　ＰＦＩ事業における統括管理に係る実績又はＰＦＩ事業における代表企業としての契約実績を有していることとする。

（イ）　設計・工事監理業務に当たる企業の要件

以下の要件を全て満たすこととする。なお、設計業務は、事業提案書提出時に図面等を作成した企業が行うこととする。

a　参加表明書受付時において、令和８年度及び令和９年度の愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格者名簿(以下「建設局等名簿」という。)に登録されていることとする。ただし、建設局等名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うものとし、入札参加資格審査の受付により登録されたものとみなす。

b　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていることとし、一級建築士の資格を有している者を配置することとする。

c　元請けとして、2006（平成 18）年度以降、延べ面積 2,000 ㎡以上の(a)及び(b)の全ての要件を満たす施設の設計業務の契約及び履行実績を有していることとする。

なお、増築設計の実績については、延べ面積 2,000 ㎡以上の(a)及び(b)の全ての要件を満たす施設の収蔵庫を含む増築設計であること。

また、改修設計の実績については、延べ面積 2,000 ㎡以上の(a)及び(b)の全ての要件を満たす施設の収蔵庫を含む改修設計であること。なお、改修設計は、躯体を残して内装・設備等を全面的に更新する改修（スケルトン

改修）設計であること。
複数の者が業務を行う場合は、少なくとも１者が当該要件を満たしていることとする。

(a) 国立博物館、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 11 条の登録を受けた公立博物館及び私立博物館又は同法第 31 条第１項各号に定める指定施設

(b) 文部科学省社会教育調査における区分が美術博物館である施設又は美術博物館以外の区分であって、芸術資料（上記「２（１）エ」において定める「作品」等）を収集・保管等している施設

（ウ） 建設業務に当たる企業の要件
以下の要件を全て満たすこととする。

a 参加表明書受付時において、令和８年度及び令和９年度の建設局等名簿に登録されていることとする。ただし、建設局等名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うものとし、入札参加資格審査の受付により登録されたものとみなす。

b 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていることとする。なお、応募グループにより応募する場合は、工事を担当する構成員又は事業者から直接業務を受託し、又は請負う企業のいずれかが当該許可を受けていることとする。

c 愛知県建設局・都市・交通局・建築局における入札参加資格において、認定された経営事項評価点数が、上記 b の建築工事業については 1,200 点以上、電気工事業については 880 点以上、管工事業については 880 点以上であることとする。なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、少なくとも１者が分担する業務について、当該要件を満たしていることとする。

d 元請けとして、2006（平成 18）年度以降、延べ面積 2,000 ㎡以上の上記「３（４）ウ（イ）c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の建設業務の契約及び履行実績を有することとする。
なお、増築工事の実績については、延べ面積 2,000 ㎡以上の上記「３（４）ウ（イ）c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の収蔵庫を含む増築工事であること。
また、改修工事の実績については、延べ面積 2,000 ㎡以上の上記「３（４）ウ（イ）c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の収蔵庫を含む改修工事であること。なお、改修工事は、躯体を残して内装・設備等を全面的に更新する改修（スケルトン改修）工事であること。
複数の者が業務を行う場合は、少なくとも１者が当該要件を満たしていることとする。

（エ）　維持管理業務に当たる企業の要件

以下の要件を全て満たすこととする。なお、複数の者で実施する場合は、ａの要件は全ての者で該当し、ｂの要件は１者以上が該当することとする。

ａ　参加表明書受付時において、令和８年度及び令和９年度の物品等名簿に登録されていることとする。ただし、物品等名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うものとし、入札参加資格審査の受付により登録されたものとみなす。

ｂ　元請けとして、2006（平成 18）年度以降、延べ面積 2,000 ㎡以上の上記「３（４）ウ（イ）c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の維持管理（上記「２（１）オ（ウ）a（d）i」の維持管理業務に掲げる業務のいずれかに限る。）業務について、指定管理、業務委託等の形態による単独企業若しくはコンソーシアムの構成員又は当該単独企業若しくはコンソーシアムから委託を受ける企業としての契約実績を有していることとする。

（オ）　運営業務に当たる企業の要件

以下の要件を全て満たすこととする。なお、複数の者で実施する場合は、ａの要件は全ての者で該当し、ｂの要件は１者以上が該当することとする。

ａ　参加表明書受付時において、令和８年度及び令和９年度の物品等名簿に登録されていることとする。ただし、物品等名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うものとし、入札参加資格審査の受付により登録されたものとみなす。

ｂ　2006（平成 18）年度以降、上記「３（４）ウ（イ）c(a)及び(b)」の全ての要件を満たす施設の運営（上記「２（１）オ（ウ）a（d）ii」の運営業務のうち、(ｉ)教育普及業務に掲げる業務のいずれかに限る。）業務について、自ら実施している実績を有していること又は指定管理、業務委託等の形態による単独企業若しくはコンソーシアムの構成員若しくは当該単独企業若しくはコンソーシアムから委託を受ける企業としての契約実績を有していることとする。

（カ）　付帯業務（営業倉庫）に当たる企業の要件

以下の要件を満たすこととする。なお、複数の者で実施する場合は、全ての者で該当することとする。

ａ　参加表明書受付時において、令和８年度及び令和９年度の物品等名簿に登録されていることとする。ただし、物品等名簿に登録されていない者で本事業への参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うものとし、入札参加資格審査の受付により登録されたものとみなす。

エ　応募者の構成員等の変更

応募者等が、資格審査通過時点から、落札者決定前までに上記「３（４）イ及びウ」を欠く事態が生じた場合は失格とすることがある。

参加表明書により参加の意思を表明した応募者等の変更は原則として認めないが、県が認めた場合に限り、代表企業を除く応募グループの構成員及び協力会社については、変更することができるものとする。

オ　複数応募の禁止

応募者等は、他の応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社になることはできないものとする。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面若しくは人事面において密接な関連のある者についても同様とする。

なお、県が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者等が、事業者の業務を受託することを妨げない。

（５） 入札手続きの方法等

ア　入札書等の提出

入札参加者は、以下のとおり入札書等を提出することとする。

（ア）　提出期間

2027 年２月 17 日（水）から 2027 年２月 18 日（木）午後５時まで（必着）

（イ）　提出部数

入札書等（【様式 10】及び【様式 11】）正本１部

（ウ）　提出先

愛知県 県民文化局 文化部 文化芸術課 収蔵庫整備グループ

名古屋市中区三の丸三丁目１－２（郵便番号 460-8501）

（エ）　提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送による場合は、書留郵便とする。

イ　開札

入札参加者又はその代理人は開札に立ち会うこと。

入札参加者の内、入札書に記載された入札金額が、予定事業価格から消費税及び地方消費税相当額を減じた額（以下「予定価格」という。）を上回っている入札参加者は失格とする。この際に、開札の場で入札金額の公表は行わない。

（ア）　日時

2027 年２月 19 日（金）午前 11 時

（イ）　場所

愛知県自治センター地下２階　愛知県入札室

名古屋市中区三の丸三丁目１－２（郵便番号 460-8501）

（ウ）　入札執行回数

入札執行回数は、１回とする。

（エ）　入札の無効

入札公告において示した入札参加資格のない者が行った入札、参加表明書等提出資料に虚偽の記載をした者が行った入札、又は入札者心得書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、「３（６）ウ（ア）」の資格審査通過者であっても、開札時において「３（４）ア～ウ」の要件を満たさない者は、入札参加資格のない者に該当する。

ウ　事業提案書の受付

入札参加者のうち、入札書に記載された入札金額が、予定価格以下であった者は、以下のとおり事業提案書等を提出することとする。なお、提出は応募企業又は応募グループの代表企業が提出先へ持参すること。提出書類に関する詳細については、様式集を参照すること。

（ア）　提出日時

2027 年２月 19 日（金）午前 11 時 10 分

（イ）　提出部数

事業提案書等

【様式 12】、【様式 13】及び【様式 14】：１部

【様式 15】、【様式 A-1】～【様式 E】及び各添付様式：18 部

CD-R：２部

（ウ）　提出先

愛知県自治センター地下２階 愛知県入札室

名古屋市中区三の丸三丁目１－２（郵便番号 460-8501）

（エ）　提出方法

持参による。

（オ）　提出書類

様式集による。

エ　入札説明書等の承諾

応募者等は、参加表明書の県への提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

オ　応募に当たっての費用の負担

本事業の応募に当たっての費用は、全て応募者等の負担とする。

カ　入札の辞退

資格審査通過者が、入札を辞退する場合は、「【様式 16】辞退届」を 2027 年２月 18 日（木）正午（必着）までに、持参又は郵送により愛知県県民文化局文化部文化

芸術課収蔵庫整備グループに提出すること。なお、郵送による場合は、書留郵便とする。

キ　入札のとりやめ等

県が公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、県は入札の執行を延期若しくはとりやめることがある。

ク　入札価格の記載

入札価格は、様式集に基づいて記載すること。

ケ　提出書類の取り扱い

（ア）　著作権

県が示した図書の著作権は県に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属し、原則として公表しない（愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）に基づく開示を要する場合を除く。）。

なお、県は、本事業においての公表時及びその他県が必要と認める場合には、入札参加者の承認を得て、事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

（イ）　特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担するものとする。

（ウ）　その他

提出を受けた事業提案書については返却しない。提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、県から指示する場合を除き、認めない。

また、著作権、特許権等に係るトラブルについては、入札参加者において処理するものとし、県は一切の責を負わない。

コ　入札保証金

免除する。

サ　県からの提供資料の取り扱い

県が提供する資料は、本事業への応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

シ　複数提案の禁止

入札参加者は、１つの提案しか行うことができないものとする。

ス　虚偽の記載をした場合

入札に参加する応募者等が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがある。

（６） 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

ア　審査に関する基本的な考え方

落札者の決定に当たり、県は、学識経験者等で構成する委員会を設置する。委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された事業提案書の審査を行う。また、県は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、県又は委員会が必要であると判断した場合は、入札に参加する応募者等に対してヒアリングを行う。

イ　委員会の構成

県が設置した委員会は、以下７名の委員により構成される。（敬称略）

区分	氏名	所属・役職等
委員長	加藤　義人	岐阜大学　工学部　客員教授 公益財団法人名古屋まちづくり公社 　名古屋都市センター　特任アドバイザー
委員	寺西　浩司	名城大学　理工学部　教授
	原田　真由美	独立行政法人国立美術館　国立西洋美術館　副館長 （前　国立アートリサーチセンター 　副センター長兼社会連携促進グループリーダー）
	菅谷　富夫	独立行政法人国立美術館　国立新美術館　館長 地方独立行政法人大阪市博物館機構 　大阪中之島美術館　特別顧問
	丹生谷　美穂	渥美坂井法律事務所　シニアパートナー　弁護士
	若原　幸秋	若原幸秋公認会計士事務所　所長　公認会計士
	金山　敏和	愛知県県民文化局長

※　委員に異動があった場合は、原則続投するものとし、続投できないやむを得ない事情がある場合は、後任者をもって充てるものとする。

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、働きかけを行った場合は失格とする。

ウ　審査手順

提案の審査は、資格審査と提案審査の２段階で実施する。

（ア）　資格審査

参加表明書とあわせて応募者から提出された資格審査書類をもとに、県は、参加要件、資格要件についての確認審査を行う。このとき、県は、委員会の委員から意見を聴くことができることとする。資格審査の結果、参加要件等を満たしていない応募者は失格とする。県は、資格審査通過者に対して入札書類の提出を求め、提出された入札書類の受付を行う。

（イ）　提案審査

a　基礎審査

県において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査事項を充足していることを確認する。

まず県は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行う。入札参加者で、予定価格の範囲内にあることが確認された者は、基礎的事項の確認の対象とし、予定価格の範囲外にあることが確認された者は失格とする。

次いで県は、事業提案書に記載された内容が、本事業の基本的事項及び要求水準を充足していることの確認を行う。

b　総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、委員会は、総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定する。なお、審査基準等の詳細については、落札者決定基準において示す。

エ　提案内容に関するヒアリングの実施

事業提案書の審査に当たって、提案内容の確認のために県又は委員会が必要と判断した場合、基礎審査を通過した入札参加者に対してヒアリングを行う。

実施時期　2027 年３月中旬頃

実施内容　実施する場合は、後日、日時、場所、ヒアリング内容等を応募企業又は応募グループの代表企業に連絡するものとする。

オ　落札者の決定・公表

県は、落札者を決定した場合は、その結果を、入札参加者に通知するとともに Web ページにおいて公表する。

なお、落札者が落札者決定時から特定事業契約締結時までに、上記「３（４）イ及びウ」を欠く事態が生じた場合は、特定事業契約を締結しないことがある。

ただし、代表企業以外の構成員が上記の事由に該当した場合に限り、県と協議の上、当該構成員の変更を認めることがある。

カ　事業者の選定

県と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続を行い、特定事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。ただし、落札者の事由により特定事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行い、契約を締結することがある。

キ　事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び選定において、応募者あるいは入札参加者がない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと県が判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

（７） 契約に関する基本的な考え方

ア　基本協定の締結

県と落札者は、特定事業契約の締結に先立ち、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成員の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項並びに次に示す準備行為を規定した基本協定を締結する。

準備行為とは、落札者自らの費用及び責任において行う、本事業の実施に関して必要な準備（設計に関する打合せを含む。）を指す。

なお、特定事業契約が効力を生じるに至らなかった理由が落札者の責めに帰すべき事由によるものでないと認められるとき、県は、準備行為に要した費用について、合理的な範囲でこれを負担するものとする。

イ　特別目的会社の設立等

落札者は、会社法に定める株式会社として、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社を、特定事業契約の仮契約締結前までに、愛知県内に設立するものとする。なお、設立する特別目的会社は、本事業以外の事業を兼業することはできない。

応募企業又は応募グループの全ての構成員は、当該会社に対して出資するものとし、出資者は構成員のみとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

なお、全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

ウ　特定事業契約の締結

県と特別目的会社は、特定事業の実施に関する事項を包括的かつ詳細に規定する契約を締結する。

なお、契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができる。

エ　事業契約上の債権の取扱い

（ア）　債権の譲渡

県は、事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、事業者が県に対して有する債権（支払請求権）は不可分一体のものとする。事業者は、事前に県の承諾がなければ債権を譲渡することはできない。

（イ）　債権の質権設定及び債権の担保提供

事業者が、県に対して有する債権に対し、質権を設定する場合及びこれを担保提供する場合には、事前に県の承諾がなければ行うことはできない。

オ　契約保証金の納付等

（ア）　事業者は、共同収蔵庫の設計及び建設において、設計・建設費及び当該金額にかかる消費税及び地方消費税の合計額の 10 分の１以上に相当する額の契約保証金を、設計業務の開始までに県に納付するものとし、当該業務期間が完了するまでこれを維持するものとする。

（イ）　契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供等をもって代えることができる。

a　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

b　本契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

（ウ）　落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除する。

a　本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

b　本契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約締結契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

４　事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

（１）リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、対象施設の統括管理、設計、建設、維持管理及び運営上の責任は、原則として事業者が負うものとする。

ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

特定事業において予想されるリスク並びに県及び事業者の責任分担は、特定事業契約書(案)に示し、任意事業において予想されるリスク並びに県及び事業者の責任分担は、別途締結する任意事業協定書において示す。

（２）要求する性能等

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるように、施設の統括管理、設計、建設、維持管理及び運営を行うものとする。

なお、実施方針に関する質問及び意見等を踏まえ、本事業において実施する業務の詳細な要求水準等については、要求水準書において示す。

（３） 事業者の責任の履行の確保に関する事項

事業者は、特定事業契約書に従って責任を履行することとする。

なお、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険等による建設工事期間中の履行保証を行うものとし、詳細については、特定事業契約書（案）において示す。

（４） 事業者が付保する保険

事業者は、特定事業契約書（案）に示す保険を付保するものとする。

（５） ガバナンスに関する事項

ア　目的と枠組

（ア）　ガバナンスの目的

本事業の全段階の各業務が、それぞれの事業期間を通じて、円滑に遂行されるとともに、それらによる事業成果の創出を確実なものとするために、県及び事業者の双方による本事業のガバナンスの枠組を構築する。

（イ）　基本的な考え方

本事業のガバナンスにおいては、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を基礎に、また、県及び事業者のセルフモニタリングにより得られた客観的な業績情報を基礎として、①県及び事業者の間で重層的に構成する会議体（以下「会議体」という。）を通じた実績評価と改善協議による統制（内部統制）、及び②外部有識者等により構成する「第三者機関」を通じた評価・アドバイス・勧告等による統制（外部統制）により、ガバナンス機能を確保する。

①　会議体の設置

各業務において、本事業の官民の公式なコミュニケーションの枠組として、県及び事業者の間での会議体を設置する。この会議体は、事業期間を通じて、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を基礎とした、円滑な事業遂行を実現するためのコミュニケーションの枠組として機能するものとする。したがって、県は事業者の単なるモニタリングを超えた率直かつ真摯な協議の場となる運営を求めるものとする。

会議体の詳細については、特定事業契約書（案）において示す。

②　第三者機関の設置

複数の有識者により構成する第三者機関を設置し、客観的な立場から本事業並びに県が実施するモニタリングに対する評価、アドバイス及び勧告を行うことを想定している。

第三者機関に関する詳細については、特定事業契約書（案）において示す。

イ　設計・建設におけるガバナンス

県は、設計・建設が特定事業契約書に定められた要求水準及び条件に適合するも

のであるか確認を行う。設計・建設が特定事業契約書に定められた要求水準及び条件に適合しないと認める場合は、県は、事業者に必要な改善を求め、事業者は、必要な改善措置を講じるものとする。

県及び事業者は、両者の参加による定期的な会議体を設け、円滑な業務遂行に向けた課題等について協議を行い、両者が必要な対応策を講じることとする。詳細については、特定事業契約書（案）において示す。

ウ　開館準備業務、維持管理・運営業務、付帯業務に関するガバナンス

（ア）　開館準備業務、維持管理・運営業務、付帯業務におけるモニタリング及び実績評価

a　事業者によるセルフモニタリング

事業者は、要求水準書に定める基準に基づきセルフモニタリングを実施し、その結果を適切に保管・管理するとともに、その方法及び結果について、設置する会議体を通じて、県に対して、定期的に、また、県の求めに応じて随時報告を行うものとする。なお、報告を求める部分等の詳細については、特定事業契約書（案）において示す。

b　県による実績評価

県は、事業者が特定事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために、業務の実績評価を行い、運営等の成果が特定事業契約書に定められた要求水準及び条件に適合しないと認める場合には、設置する会議体を通じて業務内容に対する改善協議を行うことができるものとし、事業者は、必要な改善措置を講じるものとする。

県は、事業者の財務状況を把握し本事業の継続性・安定性を確認するために、事業者が毎年度行う、公認会計士等による監査を経た財務情報の開示・確認等によるモニタリングを行うものとし、確認等の結果、本事業の継続性・安定性の確保のために必要があると認める場合には、財務状況等についての改善協議を行うことができるものとし、事業者は、必要な改善措置を講じるものとする。

また、特定事業契約書に基づく県の責務については、県がその実施状況についてモニタリングするとともに、設置する会議体を通じて事業者に報告する。その際、状況や必要に応じて改善協議を行うことができるものとする。

（イ）　第三者機関の活用

第三者機関は、県及び事業者の間の「信頼関係」の構築とその維持・発展を前提に、事業期間を通じた円滑な業務遂行とそれらによる事業効果の創出を確実なものとするために、外部統制として機能する。

第三者機関は、県及び事業者が設置する会議体からの報告を踏まえた活動、客観的な立場からの主体的な活動、事業者若しくは県からの個別協議（相談）を踏まえた活動など、ガバナンスの確保のために、状況に応じて柔軟に活動

することを想定している。

５　公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

（１） 立地条件に関する事項

計画地（愛知県常滑市奥栄町）は、常滑インターチェンジから約２km と交通アクセスがよく、県立３施設の各本館からは 30～40km（愛知県美術館から約 33km、愛知県陶磁美術館から約 41km、愛知県立芸術大学から約 38km）、また、標高約 20mの場所に位置する。

事業区域は約 18,800 ㎡で、共同収蔵庫を整備する上で十分な面積を有している。

図表２　計画地と県立３施設との位置関係

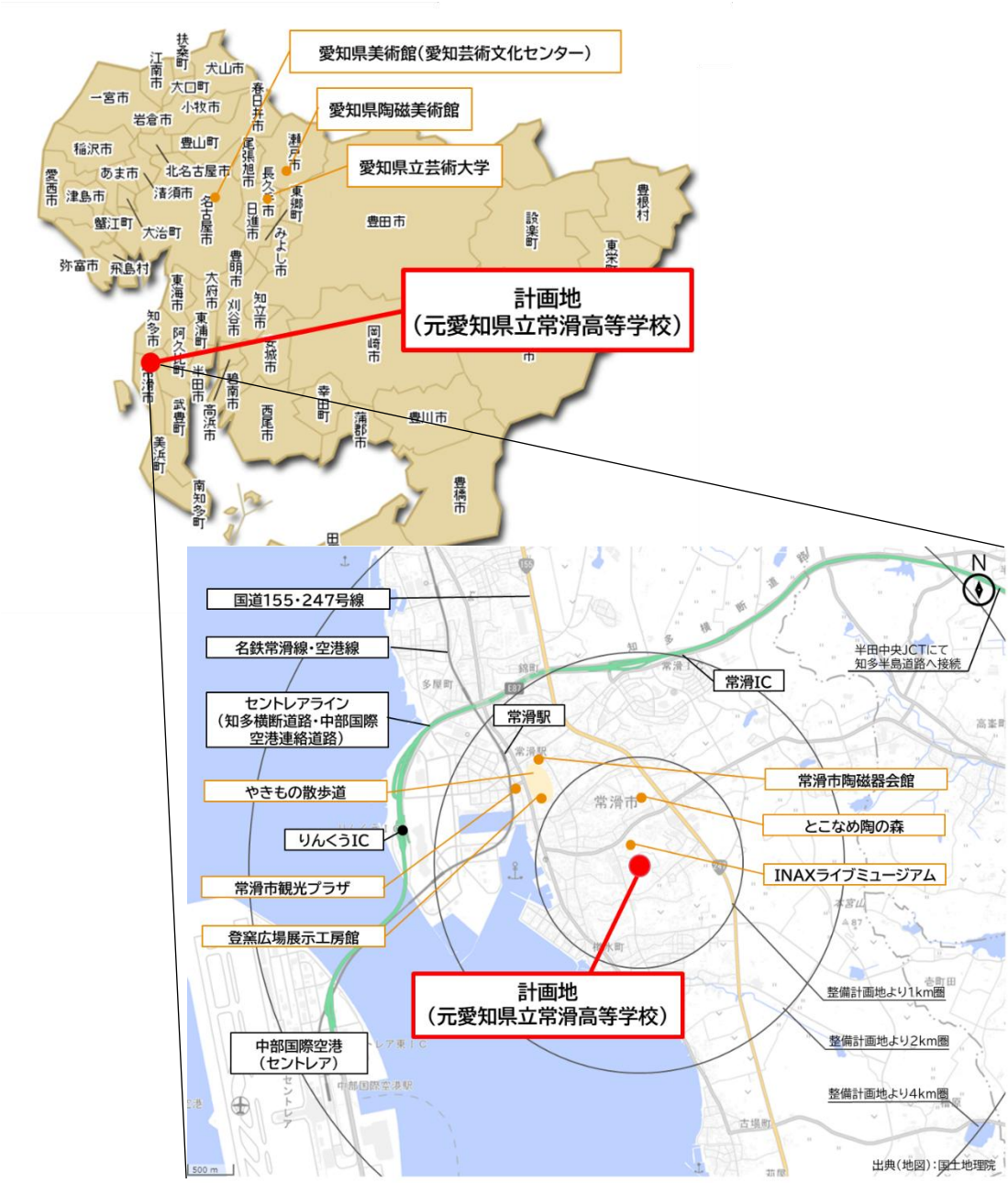

図表３　敷地の地図及び概要

出典（写真）：国土地理院

【注】事業範囲：赤枠内、　既存校舎区域：緑枠内（建物含む）、　整地範囲：黄枠内

所在地	常滑市奥栄町１－１６８　他（元愛知県立常滑高校敷地）
管理者/土地所有者	愛知県
敷地面積/標高	18,800 ㎡（※１）　/ 約 20m
区域区分/用途地域	市街化区域 / 準工業地域（予定）（※２）
地区計画	建築物等の用途の制限（予定）（※３）
建蔽率/容積率	60% / 200%
防火地域・準防火地域の指定	建築基準法第 22 条区域
接道条件 （道路台帳より）	（南側）市道 2404 号線・幅員 2.2m （西側）市道 2524 号線・幅員 11.0m （北側）市道 2404 号線・幅員 3.0～4.0m
土砂災害	一部に警戒区域（イエローゾーン）等あり
地歴調査等	一部に汚染のおそれ及び区域指定あり
埋蔵文化財	包蔵該当なし

※１　事業者は、事業区域内における業務のほか、野球場 16,400 ㎡の整地を建設工事着手前までに完了することとする。

※２　2027 年 1 月に、常滑市が第一種住居地域から準工業地域に用途地域変更を行う予定。なお、野球場は第一種住居地域である（用途地域変更は行われない予定）。

※３　2027 年 1 月に、常滑市が地区計画により、地区への立地が不適当と考えられる建築物等の用途を制限する予定。

（２） 対象施設の建設及び維持管理・運営に関する事項

本事業の対象施設等の詳細については、要求水準書において示す。

（３） 関係法令に関する事項

本事業の対象施設を建設するに当たり、必要な許可手続き等については、事業者が自らの責任と負担で行うことを想定しており、詳細については、要求水準書において示す。

６　特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

（１） 係争事由に係る基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、県及び事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

（２） 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

７　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

（１） 基本的な考え方

県は、事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

（２） 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに特定事業契約書の規定に従い次の措置をとることとする。

ア　事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが特定事業契約書に定める県の要求水準を下回る場合、その他特定事業契約書に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合、県は、事業者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることとする。

事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県は、特定事業契約を解除することができる。県が特定事業契約を解除した場合、事業者は、県に生じた合理的損害を賠償するものとする。

イ　県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、特定事業契約書の定めに従い、特定事業契約を解除することができる。この場合、県は、事業者に生じた合理的損害を賠償するものとする。

ウ　その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

県及び事業者は、特定事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、特定事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じる。

８　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

（１） 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では法制上及び税制上の優遇措置はないが、法令の改正等により、法制上及び税制上の優遇措置が適用される場合には、特定事業契約書の定めに従い、県及び事業者で協議を行う。

（２） 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者は、県が国庫補助金等の申請業務等を行う場合は、これに協力し、検査業務についても協力することとする。

（３） その他の支援に関する事項

県は、事業者が事業実施に必要な許認可等に関し、可能な範囲で必要な協力を事業者に対して行うこととする。

９　その他特定事業の実施に関し必要な事項

（１） 情報提供

本事業に関する情報提供は、Web ページを通じて適宜行う。

（２） 県議会の議決

県は、特定事業契約に関する議案を基本協定締結後に行われる県議会に提出する予定である。

（３） 入札に伴う費用の負担

本事業の入札に係る費用は、いかなる場合であっても、全て応募者の負担とする。

（４） 使用言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限る。

（５） 問合せ先

愛知県県民文化局文化部文化芸術課収蔵庫整備グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
電話（ダイヤルイン）　０５２－９５４－６７０３
メールアドレス　kyoudousyuuzouko@pref.aichi.lg.jp